

岩国市営繕系工事における「週休2日工事」の試行要領

1. 趣旨

本要領は、建設業の働き方改革の推進を図るために岩国市の発注する営繕系工事における週休2日の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事（以下、「週休2日工事」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。

（2）対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

（6）複合単価

材料、労務、機械器具、仮設材、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量から構成される歩掛りに、材料単価、労務単価、機械器具費、仮設材費、下請経費等を乗じて算定した単価をいう。

（7）市場単価

十分な市場競争のもとに総合工事業者と第一次下請専門工事業者の間で取引された価格で、材料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等を含む施工単位当たりの取引単価をいい、具体的には、物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」に掲載されている「建築工事市場単価編（建築工事、機械設備工事、電気設備工事）」に示された単価をいう。

（8）補正市場単価

施工条件等が類似の市場単価を適切に補正して算定した単価をいう。

(9) 物価資料の掲載価格

物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」等に掲載されている材工単価のうち、前述の市場単価として示すものの以外の材工単価をいう。

3. 対象工事

岩国市が「週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の試行対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。

4. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、発注者は、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、原則として、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5. 積算方法等

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）を補正する。

(1) 原設計

4週8休以上を前提に「6. 補正方法」（1）～（3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

(2) 契約変更

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づき、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、減額変更における減額請負対象設計額の算定は以下のとおりとする。

ア. 複合単価

達成状況に応じて、労務費の補正係数を「6. 補正方法」（1）②又は③に変更する。

イ．市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格

達成状況に応じて、労務費の補正率を表A－2、表E－2及びM－2による「4週7休以上4週8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」に変更する。

また、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む。）は、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 補正方法

（1）複合単価の補正方法

以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により複合単価の労務費を補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

- ① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上）

補正係数 1.05

- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率が25%（7日／28日）以上28.5%未満）

補正係数 1.03

- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日／28日）以上25%未満）

補正係数 1.01

（2）市場単価及び補正市場単価の補正方法

（1）の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の式により市場単価及び補正市場単価を補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×表A－2、表E－2及びM－2における新営補正率
- ・ 補正市場単価×表A－2、表E－2及びM－2における新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・ 市場単価×表A－2、表E－2及びM－2における新営補正率
- ・ 補正市場単価×表A－2、表E－2及びM－2における新営補正率

※ 全館無人改修とは、仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

【執務並行改修の場合】

- ・ 市場単価×表A－2、表E－2及びM－2における改修補正率
- ・ 補正市場単価×表A－2、表E－2及びM－2における改修補正率

※ 執務並行改修とは、建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。

（3）物価資料の掲載価格の補正方法

(1) の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じて、表A－2、表E－2及びM－2の補正率を用いた以下の式により物価資料の掲載価格を補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×表A－2、表E－2及びM－2における新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×表A－2、表E－2及びM－2における改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営補 正率	改修補 正率	新営補 正率	改修補 正率	新営補 正率	改修補 正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所（現場休息）の状況に応じて「6. 補正方法」（1）①～③の補正係数を乗じる。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備（エットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

7. 実施方法等

(1) 発注方法

発注者は、工事の発注にあたって、入札公告又は現場説明書に「週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の試行対象工事」である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

「岩国市営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう分離発注工事の施工期間を確保する等、適正な工期を設定する。

特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

(3) 実施方法【別紙1参照】

ア. 「発注者指定型」においては、契約後、受注者が作成した「計画工程表」を基に、受発注者間で工事工程のクリティカルパス等を共有する。

イ. 「受注者希望型」の受注者は、契約後、速やかに週休2日の取組の希望の有無について、発注者に書面で協議する。

ウ. 発注者は、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

エ. 受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。

(4) 週休2日の確認方法等

ア. 工事着手前

ア. 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画工程表を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ. 監督職員は、計画工程表における「対象期間の設定」として、工場製作のみを実施した期間等の対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

ウ. 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで計画工程表を作成する。

イ. 工事着手後

ア. 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、実施工程表に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

イ. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実施工程表や出面帳等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ. 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

なお、実施工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

ウ．工事完成時

受注者は、週休２日が確保されたことが確認できる実施工程表等を監督職員に提出する。

エ．その他留意事項

ア) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所（現場休息）を計画していた日に現場作業を行う場合は、原則として、現場閉所（現場休息）を振替することができることとする。

イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

ウ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日等に、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。

エ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

オ) 監督職員は、工事一時中止を行う場合等対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度に受注者と協議する。

カ) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、工程表（計画及び実施）を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（５）工事成績評定

発注者は、対象期間内の現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理Ａ」について評価を行い、「４週６休以上」の達成が確認された場合には、「工程管理Ｂ」において評価を行う。

（６）工事表示板

週休２日工事の受注者は、週休２日の現場閉所に取り組んでいることを、工事表示板に明記するものとする。

（７）その他

受注者は、監督職員からアンケート調査の依頼があった場合には、定める期限までに回答するものとする。

附則

本要領は、令和５年９月１日から適用する。